

文化政策部会 (第8回) (平成26年11月10日) 配布資料より抜粋

## 今後の検討スケジュール (イメージ)

※ 網掛けは、終了した会議

(文化審議会総会 第1回)

第1回:3月28日(木)15:00~17:00

(文化政策部会 第1回)

第1回:5月15日(木)10:00~12:00

・ 文化芸術立国中期プラン説明、諮問文説明、関係省庁施策説明

(文化政策部会)

第2回:5月29日(木)14:00~16:30

第3回:6月16日(月)15:30~18:00

第4回:7月 3日(木)13:00~15:30

・ 論点整理、委員からの意見発表(第2回~第4回)/審議経過報告(第4回)

(文化審議会総会)

第2回:7月24日(木)15:00~17:00

・ 「審議経過報告」を説明

(文化政策部会)

第5回:8月6日(水)13:00~15:30

ヒアリング(文化芸術団体等①)

第6回:9月 1日(月)10:00~12:30

ヒアリング(文化芸術団体等②)

第7回:10月27日(月)15:00~17:30

ヒアリング(文化芸術団体等③)/ 第3次基本方針の検証

第8回:11月10日(月)15:00~17:30【今回】

ヒアリング(地方公共団体、NPO)



今後

(答申起草に向けたワーキング・グループ)

[メンバー:熊倉委員、片山委員、太下委員、吉本委員、湯浅委員]

第1回:12月 1日(月)13:00~15:00 第2回:12月15日(月)10:00~12:00

(文化政策部会)

第9回:1月

(答申起草に向けたワーキング・グループ) 第3回:2月上旬/第4回:2月下旬

(文化審議会文化政策部会) 第10回:2月下旬

(文化審議会総会) 第3回:3月16日(月)15:30~17:30

3月中旬~4月上旬 国民からの意見募集

(文化審議会総会) 平成27年3月下旬

(文化審議会総会・文化政策部会合同) 平成27年4月上旬 → 答申

※ 4月下旬頃 : 答申を踏まえて、次期基本方針を閣議決定

## 文化政策部会・ヒアリング団体

### 8/6（第5回）ヒアリングの1回目

公益社団法人・日本演奏連盟【実施済み】

コミック・マーケット準備会事務局【実施済み】

独立行政法人・国際観光振興機構（日本政府観光局（JNTO））【実施済み】

### 9/1（第6回）ヒアリングの2回目

公益社団法人・日本芸能実演家団体協議会【実施済み】

全国美術館会議【実施済み】

NPO法人 映像産業振興機構（VIPO）【実施済み】

一般社団法人・日本レコード協会【実施済み】

NPO法人・デザインアソシエーション【実施済み】

### 10/27（第7回）ヒアリングの3回目

一般社団法人・日本ファッションウィーク【実施済み】

一般社団法人・茶道裏千家淡交会【実施済み】

公益社団法人・日本観光振興協会【実施済み】

公益社団法人・全国公立文化施設協会【実施済み】

全国伝統的建造物群保存地区協議会【実施済み】

### 11/10（第8回）ヒアリングの4回目 [15:00~17:30] [今回]

独立行政法人・国際交流基金

八戸市

小田原市

NPO法人・アートNPOリンク

---

各委員から御推薦のあった下記団体等は、書面ヒアリングを実施中

（依頼中→ 今月中にとりまとめ）

（NPO法人等の団体）

株式会社・ジャパトラ、公益財団法人 日本センチュリー交響楽団、財団法人 地域創造、

有限会社 アゴラ劇場、せんだいメディアテーク（公益財団法人仙台市市民文化財団）

NPO法人 JCDN（ジャパン・コンテンポラリー・ダンス・ネットワーク）、舞台芸術者オープンネットワーク、

日本劇団協議会、劇場・音楽堂等連絡協議会

（地方公共団体）

福島県・文化財保護審議会委員（会津大学非常勤講師）懸田弘訓氏

## 第4次基本方針策定に当たっての論点

### ◎ 全体構成について

【論点】第4次方針の内容・構成をどのようにするか。

(参考) 第3次基本方針は、以下の柱で構成  
第1 文化芸術振興の基本理念  
第2 文化芸術振興に関する重点施策  
第3 文化芸術振興に関する基本的施策

### ◎ 「第1 文化芸術振興の基本理念」について

#### (1) 構成及び内容について

「第1 文化芸術振興の基本理念」は、文化芸術振興の意義や、文化芸術振興に当たっての基本的視点など、長期的で普遍的な文化芸術振興の基本的な考え方を示している。

#### 【論点】

第3次基本方針までの構成や内容を踏まえつつ、東日本大震災での経験を踏まえた視点や、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及びその後も見据えた視点を新たに盛り込むなど、昨今の社会情勢の変化を踏まえての加筆・修正を行うという方向性か。

### ◎ 「第2 文化芸術振興に関する重点施策」について

#### (1) 構成について

「第2 文化芸術振興に関する重点施策」では、文化芸術立国の実現を目指すための重点戦略を6つ掲げている。これらは、施策目的を6つに分けて、様々な事業を、各施策の目的ごとに細分化して整理した戦略となっている。

(参考) 現行の6つの重点戦略(第3次基本方針)  
重点戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援  
重点戦略2 文化芸術を創造し、支える人材の充実  
重点戦略3 子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実  
重点戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承  
重点戦略5 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用  
重点戦略6 文化発信・国際文化交流の充実

## 【論点】

第4次基本方針策定に向けた審議要請（諮問）では、「2020年を見据えた基本的視点」、「人材の育成」、「地域振興」、「観光・産業振興等」、「国際交流、体制の整備」、という大枠の構成を取っている。

これは、2020年を目標として、「人材育成」、「地域振興、観光・産業振興等」、「国際交流」、「体制整備」という大枠の下で、それぞれ文化政策の在り方を総合的に審議することが、意義があるとの考え方に立っているものである。

例えば、第3次方針では、人材の育成に関する施策については、施策の対象が文化芸術団体であるか、芸術家であるか、子供や若者であるかにより、柱を分けていたが、根底にある政策目的は、「人づくり」という点で、共通であると言えるため、大括りに一つとしている。

文化芸術立国中期プランでも、それに準じた構成となっている。

第4次方針においては、諮問文や文化芸術立国中期プランの構成を参考とするか。

### （参考①） 諮問文の構成

- 1 2020年を見据えた文化振興方策の基本的視点
- 2 創造力等の豊かな子供や若者、文化芸術を創造し支える人材の育成
- 3 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用等
- 4 文化発信と国際交流の推進
- 5 文化振興のための体制の整備

### （参考②） 文化芸術立国中期プランの構成

- 1 人をつくるための施策
- 2 地域を元気にするための施策
- 3 世界の文化交流のハブとなるための施策
- 4 施設・組織、制度の整備のための施策

## (2) 内容について

### 【考え方】

内容としては、例えば、以下のような施策を重点施策として、新たに盛り込む必要がある。

#### (審議経過報告に盛り込まれている施策【例】)

- ・ 2020年を契機とし、それ以後をも見据えた振興方策
- ・ 文化力で社会課題へ対応する施策
- ・ 専門人材の不足への対応
- ・ アーカイブの在り方を総合的に検討するなかで、日本の強みを生かす国際的な拠点づくりを推進
- ・ 省庁横断的な文化政策の戦略の検討（福祉、教育、産業、観光等との連携）
- ・ 日本ブランドの認知度向上により、市場の創造につなげる施策
- ・ 現在、試行中の「アーツカウンシル」の本格実施の検討
- ・ 全国的な文化プログラムの取組への支援
- ・ 文化プログラム実施のための環境の整備
- ・ 文化観光コンシェルジュ機能の整備 等

## 3. 「第3 文化芸術振興に関する基本的施策」について

### (1) 構成及び内容について

#### 【考え方】

「第3 文化芸術振興に関する基本的施策」は、文化芸術振興に関して、文化芸術振興基本法の規定に即し、網羅的に基本方針の対象期間中の施策を記載する箇所である。

現行の方針に記載のある各施策の進捗状況を反映するとともに、上記2(2)に記載するような新たな施策を、新たに盛り込む必要がある。

(参考) 第3 文化芸術振興に関する基本的施策の構成

構 成	基本法上の条項
1. 文化芸術各分野の振興	
(1) 芸術の振興	8条
(2) メディア芸術の振興	9条
(3) 伝統芸能の継承及び発展	10条
(4) 芸能の振興	11条
(5) 生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及	12条
(6) 文化財等の保存及び活用	13条
2. 地域における文化芸術振興	14条
3. 国際交流等の推進	15条
4. 芸術家等の養成及び確保等	16条
5. 国語の正しい理解	18条
6. 日本語教育の普及及び充実	19条
7. 著作権等の保護及び利用	20条
8. 国民の文化芸術活動の充実	21条
(1) 国民の鑑賞等の機会の充実	22条
(2) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実	23条
(3) 青少年の文化芸術活動の充実	24条
(4) 学校教育における文化芸術活動の充実	
9. 文化芸術拠点の充実等	
(1) 劇場、音楽堂等の充実	25条
(2) 美術館、博物館、図書館等の充実	26条
(3) 地域における文化芸術活動の場の充実	27条
(4) 公共の建物等の建築等に当たっての配慮	28条
10. その他の基盤の整備等	
(1) 情報通信技術の活用の推進	29条
(2) 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等	30条
(3) 民間の支援活動の活性化等	31条
(4) 関係機関等の連携等	32条
(5) 顕彰	33条
(6) 政策形成への民意の反映等	34条